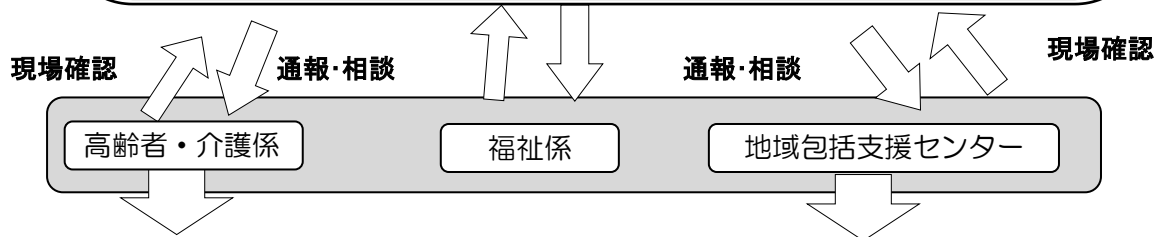


# 虐待早期発見 見守りネットワーク

家族、友人  
民生委員、地域住民  
自治会  
  
警察署、保健所  
医療機関

要保護  
高齢者・障害者

社会福祉協議会  
ボランティア  
  
介護、障害サービス  
提供者、相談員  
ケアマネジャー、



職員により関係機関等からの情報収集、訪問等により状況把握をおこない、コアメンバー会議を開催し、対応を協議します。

初動期対応

### 事実確認・実態把握 ※詳しい情報の収集・整理

関係機関からの情報収集。訪問での状況確認等を行います

### コアメンバー会議(受理后2日以内) ※虐待の有無、緊急的な支援の必要性の検討

虐待の有無

有

有

無

緊急性の判断

養護老人ホーム等への措置  
警察・弁護士への相談、介入  
各施設利用における分離・保護

支援の終結  
継続的な見守り

### 個別ケース会議 ※対応と支援の検討

状況把握している実務者、その他関係機関・団体をまじえた虐待対応方法を検討をおこないます。(必要に応じて開催)

### 対応

- ・介護、障害サービスの利用
- ・町独自サービスの利用
- ・地域の見守りや予防的な支援
- ・警察・弁護士等の介入(成年後見)など

### モニタリング

- ・虐待の終結・軽減・継続の確認を行います

連携

### 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

関係団体・専門職等の代表者で構成し、虐待対応での連携、協力をおこないます。また虐待防止、早期発見のためのネットワークを構築します。